

「中間とりまとめ」と「答申案」の変更对照表

項目（事項）	「中間とりまとめ」時の記載内容	「答申案」の記載内容
8	4(5) 税の適正な負担について 制度の周知徹底を行うことや 次のような事業の財源とすべきである と考える。	自社時に分担が環境べききの基本方針については、もともと一定の措置を設けて評価する。当社は、自社の制御循環が環境べききの基本方針の下、課税対象の一つである。
9	5 税の使途 ○産業廃棄物排出量の抑制 ○リサイクル技術の開発支援 ○企業間の情報交換 ○産業廃棄物処理施設の整備促進 ○不法投棄の未然防止	これらを総合的に勘案すると、産業廃棄物の発生量を市場で循環分社が事務責任者に軽減措置を設けることによって、自社が事業を運営していくことを考慮して、考えられる。
10	会計処理の透明性を確保することが必要である。	制度の周知徹底を時間かけて行うことや 次のように当たっては、税負担者の応益性にも干渉する必要がある。 ・排出量の削減への技術的・経済的支持 ・リサイクル技術の開発支援 ・企業間の情報交換 ・企分場の周辺環境整備 ・排出量の削減への技術的支授 ・リサイクル技術の開発支援 ・企業間の情報交換 ・企分場の周辺環境整備 ・事業者に対する啓発活動の実施 を追記

答申二 項目	項目（事項） 「中間とりまとめ」時の記載内容	「答申案」の記載内容 項目を追加し、以下を追記
10 6 その他	6 その他 ① 今後の税制度の構築に当たっては、福島県地方税制等検討会の報告も踏まえて行っていく必要がある。 ② 社会経済情勢の推移や、税制度の施行状況を勘うこととするべきである。	